

---

# 令和5年度（第71期） 事業計画

令和5年3月24日

公益財団法人 京都健康管理研究会

---

公益財団法人京都健康管理研究会（以下、本財団とする）は、令和5年度、本財団定款に掲げる「公益性を重んじ、難治性疾患や他の疾病に関する調査・研究の成果を広く社会に啓発・普及させるべく、医学・医療を中心とする学術分野に関し、集会・書籍等で必要な情報提供する事業を行い、ならびに、これらに係る人材育成及び活動を助成する事業を実施することによって、国民の健康保持、増進に寄与貢献することを目的とする」を達成するために助成事業を実施・推進する。この他に医療相談事業、医療教育講習事業を行い、広く「健康の輪」を広げるべく事業を展開していく。

以上の目的を達成するため、本財団定款第4条に定める以下の事業を遂行すべく、令和5年度事業計画並びに予算を策定する。

本財団が行う公益事業は、

## 1. 啓発・普及事業

難治性疾患の病気に対する理解と、健康増進意識の普及・拡大を図るため、令和5年度も以下の啓発・普及活動を積極的に進める。

- 1) 本財団広報誌（健康塾通信）を年4回発刊する。

発刊予定：令和5年4月15日、7月15日、10月15日、令和6年1月15日

- 2) 一般市民向健康講座を年2回開催する。

「よみうり市民健康講座」協賛で、令和5年4月8日、令和5年10月21日に開催を予定している。

- 3) 難病患者団体活動助成として、京都府内で活動する難病患者団体等が行う啓発・普及活動について、その団体が行う事業の一環として行う講演会・勉強会・相談会や懇親会等、公益性があると思われる活動について難病患者団体活動助成細則に則り過去の実績をふまえ、1件50万円以内、年間6件まで助成する。

- 4) 広く一般に難治性疾患や他の疾病に関する情報を提供し、病気に対する理解を得る啓発・普及活動に貢献し、かつ本財団活動に資する出版物等の製作に出版補助細則に従い、1件100万円以内の補助を行うもので、実績をふまえ、1件100万円を計上する。
- 5) 医学・医療に関する情報や難病等の病気に対する理解を得るための情報を提供するための書籍を販売する。

なお、令和5年度に上記事業1)並びに2)については、計画に従い滞りなく執行すべく、予算措置を行う。3)の難病患者団体活動助成については、令和5年10月1日から11月末日までの期間、本財団ホームページに助成事業の募集要項を掲載、助成の公募を行った結果、2件の応募があり、これらについては令和5年1月12日に本助成についての難病患者団体活動助成細則第4条に定める選考委員会を開催、審議の結果を踏まえ理事長が2件、41万円の助成を決定した。なお、本助成事業を積極的に支援する目的から、執行年度に入っても随時応募を受理することとし、必要に応じ適宜、選考委員会で審議を行い、助成枠一杯まで助成することを織り込んだ予算編成を行う。

## 2. 研究・奨学助成事業

本財団が目的とする呼吸器系を始め、難治性疾患を対象とする研究分野を志す医師等の人材を確保することが困難になってきており、本財団の目的に適う専門性の高い人材の確保は急務となっている。そのため呼吸器系はもとより、各領域での難治性疾患という専門分野を志す研究者や医師等、若手人材の育成の一助となるよう、研究機関や臨床医療機関での研究費、学会等の運営費、また、海外留学費用や専門知識の習得あるいは意見交換等を目的とする国際学会等への参加費用など研究・奨学助成細則に則り、各助成を進める。

本件各事業についても、令和5年10月1日から11月末日までの期間、本財団ホームページに助成事業の募集要項を掲載、助成の公募を行った。

- 1) 研究助成として、1件100万円、年間6件の研究費の助成を行うと研究・奨学助成細則に定めている。公募の結果、6件に対し24件の助成申請があり、令和5年1月14日に開催された選考委員会にて厳正に審議を行った。その結果に基づき、本財団理事長は研究・奨学助成細則第2条第2項並びに第3項に従い、6件の研究助成を決定した。研究・奨学助成細則第6条第2項の定めに従い理事会の承認を得て、令和5年度は助成枠一杯の6件、総額600万円を助成する。
- 2) 海外留学助成として、1件120万円(2年間)を年間2件の助成を行うと研究・奨学助成細則に定めている。公募の結果、2件に対し13件の助成申請があり、同上選考委員会にて研究助成同様に厳正に審議を行った。その結果に基づき、

本財団理事長は研究・奨学助成細則第3条第3項並びに第7項に従い、2件の海外留学助成を決定した。研究・奨学助成細則第6条第2項の定めに従い理事会の承認を得て、令和5年度は助成枠一杯の2件に加え、令和4年度執行4件の2年目分の助成額を含め、総額720万円を助成することとする。

- 3) 国際学会等への参加費等の助成は、同上選考委員会で応募の6件全てが承認されており、150万円を執行する。しかし、助成枠20件に届いておらず、本財団の助成理念に従い、また、新型コロナ禍の終息状況を勘案し、コメディカルからの応募を含め、募集を継続して本助成申請を随時受け付ける予定である。従って、研究・奨学助成細則第4条に定める助成枠一杯、1件上限25万円、年間20件、総額500万円を予算計上する。
- 4) 学会・講演会等の運営助成として、研究・奨学助成細則第5条に定める1件上限50万円、年間6件、総額300万円を充てる。難治性疾患の解明等及びこれらの啓発活動を行うことを目的とする、京都府内の研究者またはグループが主催する学会（国際学会・国際会議・シンポジウムを含む）あるいは開催地が京都府内の学会・講演会に、その運営する経費として助成するもので、実績を勘案し、助成枠一杯の年間6件、総額300万円を予算計上する。

なお、令和6年度助成申請も、上記と同様の手順で公募を行い、公募期間を令和5年10月1日から11月末日とし、募集要項の掲載、助成の公募手続きを計画している。

### 3. 本財団運営に資する以下の収益事業を積極的に行う。

- 1) 医療相談事業
- 2) 医療教育講習事業
- 3) 書籍の販売

### 4. その他の事業達成に必要な事項

先に掲げた本財団の令和5年度の事業を遂行、達成するため、また、本財団を円滑に運営するために以下の事項を進める。

- 1) 本財団の公益性を広く知らしめるため、令和5年度も継続して事業年報を作成する。
- 2) 助成活動を積極的に支援するため、諸規程を必要に応じ整備し、円滑に活動できるよう支援する。
- 3) 公益財団法人の20年会計基準に準拠した会計処理を行い、公益財団法人としての運営を遅滞無く進める。これらは事業報告並びに同決算報告を作成し、法人法第22条第1項の規定により期日までに行政庁（京都府）へ提出する。

また、事業計画・事業予算についても同様とする。

令和5年度予算案は、新型コロナ対策の全面緩和が令和5年5月8日に予定されていることから、年間を通じて通常の活動ができるものとして編成する。

以 上

(文責：公益財団法人京都健康管理研究会理事 高嶋 彰)